

平成30年度整備管理者選任後研修について

千葉運輸支局

1. 受講対象者（以下の条件に1つでも該当する方が対象です）
 - (1) 運送事業者が現在選任している整備管理者であって、平成29年度の当研修を受講していない方
 - (2) 運送事業者が現在選任している整備管理者であって、平成29年度の当研修の開催後に新たに整備管理者に選任された方
 - (3) その他、整備管理の補助者や自家用自動車の整備管理者等、受講の義務はないものの、自主的な受講を希望する方
2. 実施日時・開催時間・会場・受講料・予約の要否
別紙1を参照
3. 主な研修内容
 - 実務編
 - 車両故障等の発生状況とその防止策について
 - 個別事故事例と再発防止対策について
 - 法令編
 - 整備管理者の役割について
 - 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容について
 - 路上車両故障等の発生状況とその防止対策について
 - 車両管理上必要な関係法令について
 - 車両管理の内容について
 - 運転者等に対する指導教育（方法と実務）について
 - 整備に関する行政情報、整備に関連する業界情報、車両技術に関するメーカー情報の提供について
4. 研修講師
千葉運輸支局職員及び外部依頼講師
5. 使用する資料
平成30年度 整備管理者研修資料（資料代は受講料に含まれます）
6. 当日の携行品
 - (1) 筆記用具
 - (2) 整備管理者手帳（お持ちでない方は7.を参照）
 - (3) 受講料（別紙2を参照）
 - (4) 平成30年度整備管理者選任後研修受講申込書（8.を参照）

7. 整備管理者手帳をお持ちでない方

- 整備管理者手帳の作成を希望される方は、受付時に併せて申請できます。
手帳代500円と貼付用証明写真（縦3.5cm × 横3.0cmの大きさで、裏面に会社名、氏名を記入）をご用意ください。
- 整備管理者手帳の作成を希望されない方や整備管理者手帳をお忘れの方には、別途受講証明書が交付されます。

8. 整備管理者選任後研修受講申込書

- 本通知に同封されている申込書、もしくは研修会場に用意されている申込書をお使い下さい（**複写は使用できません。足りない場合は、研修会会場に用意されていますので、当日その場でご記入下さい。**）。
- 申込書の記入が終わりましたら、受付の列へお並びください。

9. その他

- (1) この研修は、整備管理者選任前研修ではありません。
- (2) **予約は不要です。**「整備管理者選任後研修受講申込書」を1人1枚記入し、受付へ提出して下さい。
- (3) なるべく公共の交通機関をご利用ください。各会場とも駐車場が無い、もしくは少ない場合があります。また、車で来場の際、満車・トラブル等については自己責任でお願い致します。
- (4) **遅刻は受講不可です。**時間に余裕を持って受講してください。
- (5) 早退、代理受講や長時間の退席は認めません。
- (6) 千葉県外の運輸支局が主催する整備管理者選任後研修を受講してもかまいません。日程等については、主催する運輸支局へお問い合わせください。
- (7) 地震・台風等の災害発生時には、当該研修を急遽中止する場合があります。開講前に千葉運輸支局ホームページでご確認の上、ご来場ください。
千葉運輸支局ホームページ http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_chiba/
- (8) 当支局が主催する整備管理者選任後研修については、
千葉運輸支局保安担当
TEL 043-242-7336（自動音声案内） 選択番号「1」
までお願いします。

- 一般廃棄物の収集車や霊柩自動車のみを扱う営業所であって、その車両数が5両未満
- ハイタクや介護タクシーを扱う営業所であって、その車両数が5両未満
- 貨物軽自動車運送事業を行う自動車のみを扱う営業所であって、その車両数が10両未満



上記の営業所においては、整備管理者の選任が不要なため、整備管理者が営業所で選任されていない場合があります。その場合、当研修を受講する義務はありません。